

25賃金権利確定交渉

県教委最終回答

常勤職

(1)主な改善点

- ①月例給 (25年4/1～) 3.31%の改善。率で34年ぶりの高水準。
再任用職員を含めた全体の改善。
- ②一時金 (25年4/1～) 現役 0.05月増 →4.65月 (期末2.525 勤勉2.125)
再任用 0.05月増 →2.45月 (期末1.425 勤勉1.025)
- ③教職調整額 (26年1/1～) 4%→5%
2027年6% 2028年7% 2029年8% 2030年9% 2031年以降10%
- ④宿日直手当 (25年4/1～) 舎監 7,400円→7,700円
寄宿舎指導員 6,100円→6,400円
- ⑤自家用車の通勤手当
(25年4/1～) 片道50km以上を改善 ※人勧を上回る (人勧は60km以上)。
(26年1/1～) 片道80km以上を新設。※人勧を上回る (人勧は65km以上 26年4/1～)。
- ⑥駐車場利用に対する通勤手当
(26年4/1～) 新設。上限5,000円
詳細は国や他県の状況を踏まえ再提案予定。→交渉継続。
- ⑦月の途中に採用された職員等の通勤手当
(26年10/1～) 採用日等から支給。
- ⑧講師の初任給上限
(26年4/1～) 4号給引き上げ (ただし60歳以上については再任用の直近下位)。
※本県独自
- ⑨熱中症対策……………国が対策強化を義務付ける暑熱な場所において、継続して1時間以上
または1日4時間を超えて作業する職に空調服を貸与。
※本県独自

(2)不十分な点

- ①民間春闘の賃上げ率5.52%に及ばない (モデル試算による定期昇給分を加えた給与改善は約5.1%)。
②物価上昇に追いつかず、実質賃金の下降傾向を克服できるものとなっていない。

(3)不確定な点

●教員特別手当

6月に国会で、根拠法が改定。「26年1月より全体を3分の2に削減、担任（特支学校・学級を除く）に3,000円を加算」と基準が改悪。同時に、最終決定は各都道府県・政令市に任せられていることの周知を求める国会決議。これを受けた高教組は長崎県教委の考えを質し次のやりとり。

【第2回交渉でのやりとり】

県教委答弁「国は自治体の運用に任せると言っており、九州各県、他の動きを見つつ検討」

高教組主張「国の基準だと、養護教諭と実習教員は一律減額となる。新卒の担任にベテランの副担任をつける場合にも副担任には手当がつかない。担任が休む場合に副担任は代行するが、担任だけに手当がつけば、自発的に助け合う慣行を維持できるか疑問。国通りの改定には反対」

会計年度任用職員

(1)主な改善点

- ①給料月額 (25年4/1～)
事務補助・司書など (行政職1-1)
週29時間・月額・地域手当なしの場合……………月9,700円増 →147,000円
旧用務員・キャリアサポートスタッフなど (行政職1-33) (25年4/1～)
週29時間・月額・地域手当なしの場合……………月9,500円増 →181,600円
- ②一時金 (25年4/1～) 0.05月増 →4.65月 (期末2.525 勤勉2.125) ……常勤職と同じ。
- ③通勤手当 常勤職準拠で改善。
- ④熱中症対策……………国が対策強化を義務付ける暑熱な場所において、継続して1時間以上
または1日4時間を超えて作業する職に空調服を貸与。
※本県独自

(2)不十分な点

- ①ALT、非常勤講師、SC、SSWは改善なし。
②任期が6月末満、週の勤務時間が15時間30分未満の場合、一時金なし。

教員特別手当を除き妥結

高教組は県教委との間で、賃金・権利の確定交渉を、常勤職4回（10月24日、31日、11月7日、14日）、会計年度任用職員2回（11月7日、14日）の計6回行いました。県教委の回答は計4回行われ、交渉の中での改善も一定ありました。最終回答は左の通りです。教員特別手當については不確定であり、今後も交渉が継続します。その他の部分については不十分な点も含んでいますが、それを上回る改善があると評価し、総合的判断としてこの回答を受け入れ妥結しました。これを受けて県教委は12月県議会にこの内容を上程し、審議のうえ制度化される見込みです。差額の支給は年内になる見込みです。

教職員の願いの実現に必要なのは
組合員が増えること

交渉は力関係で動きます。そして私たちの力は数です。交渉で県教委は「高教組の言うことは理解できる。でも財源がない」と繰り返します。これを打ち破るには「多くの教職員が願っている。それを放置するのか？」です。組合員がさらにもっと増えるこそが、教職員の願いを実現させる一番の近道です。